能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付要綱

令和６年３月２９日

建水第７９９号

（目的）

第１条　この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、自然災害によって被害を受けた浄化槽等の復旧事業を行う者に対して、復旧事業に要する経費を補助することにより、被害を受けた浄化槽等の速やかな復旧に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　暴風、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。

（２）浄化槽等　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１号に規定する浄化槽及び排水設備をいう。

（３）災害復旧事業　災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものをいう。なお、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

（４）管理者　浄化槽等を所有し、管理している者をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業は、災害により被害を受けた浄化槽等であって、国（環境省）の循環型社会形成推進交付金の交付対象となる事業とする。なお、対象区域は公共下水道並びに農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の処理区域以外の区域とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

（１）管理者が浄化槽等の保全に当然に必要な措置又は維持管理を怠っていたことが明らかであるもの

（２）流入管の宅内配管工事において掘削影響範囲が１メートルを超えるもの

（３）既存の工事が疎漏であることが明らかであるもの

（４）この補助金以外に補助又は補償を受けているもの

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のとおりとする。

（１）　被災前に納期限を迎えた町税等を滞納していない者とする。

（２）　その他補助を行うことが適当でないと町長が認めるものでないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費は、被災した浄化槽等の災害復旧事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、環境大臣に協議をして承認を得た額とする。このとき、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、能登町長に提出しなければならない。

２　補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに能登町浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付申請書（様式第３号）を能登町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　能登町長は、前条第１項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　能登町長は、前条第２項の申請があった場合は、その内容を審査し、前項の交付決定を変更すべきものと認めたときは、変更交付決定を行い、能登町浄化槽等災害復旧事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（災害復旧事業の中止又は廃止の申請）

第９条　申請者は、補助金の交付決定後の事情の変更により災害復旧事業を中止又は廃止する場合には、速やかに能登町浄化槽等災害復旧事業補助金中止（廃止）申請書（様式第６号）を能登町長に提出しなければならない。

（補助金の中止又は廃止決定）

第１０条　能登町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、特段の理由がない場合を除き、中止（廃止）に係る決定を行い、能登町浄化槽等災害復旧事業補助金中止（廃止）決定通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

（精算交付申請）

第１１条　申請者は、災害復旧事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、能登町浄化槽等災害復旧事業補助金精算交付申請書（様式第８号）に必要書類を添えて、能登町長に提出しなければならない。

２　能登町長は、申請前に実施した災害復旧事業については、内容が適正であると認められる場合に限り、補助金の交付決定を行うものとする。

（補助金の代理受領）

第１２条　申請者は、補助金の代理受領を利用しようとするときは、第７条又は前条に規定する交付申請書の提出に際して、代理受領届出書（様式第９号）を能登町長に提出しなければならない。

（事業実績報告）

第１３条　申請者は、災害復旧事業が完了したときは、災害復旧事業の完了の日から１か月以内又は、当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに能登町浄化槽等災害復旧事業補助金事業実績報告書（様式第１０号） に必要書類を添えて、能登町長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定通知）

第１４条　能登町長は、災害復旧事業が適正に完了したと認めるときは、補助金の額を決定し、第１１条の精算交付申請については能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第１１号）により、第１３条の事業実績報告については能登町浄化槽等災害復旧事業補助金交付額確定通知書（様式第１２号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１５条　前条の確定通知を受けた申請者は、速やかに能登町浄化槽等災害復旧事業補助金請求書（様式第１３号）を能登町長に提出しなければならない。

（指示等）

第１６条　能登町長は、申請者に対し災害復旧事業の実施に必要な指示又は職員をして事業に関する書類帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第１７条　能登町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（１）　この要綱に違反したとき。

（２）　補助金の交付要件に違反したとき。

（３）　詐欺その他不正の行為があったとき。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、能登町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和６年３月２９日から施行する。